

○財務省告示第四百四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、次の指定保税地域の指定を取り消す。

平成二十一年三月三十一日

財務大臣 与謝野 馨

鹿児島港中央港区指定保税地域

一 土地

鹿児島市東開町地先埋立地にある、防砂堤と物揚場接水線北端との接点を起点とし、同起点から防砂堤切断面に沿って北東の方向へ引いた線上五・五メートルの地点、同地点から防砂堤に沿って北西の方向へ引いた線上二二・九メートルの地点、同地点から木材港一号岸壁の接水線に沿って東の方向へ引いた線上三四・二五メートルの地点、同地点から同岸壁の接水線に沿って南東の方向へ引いた線上一八五・〇八メートルの地点、同地点から同岸壁の接水線に沿って南の方向

へ引いた線上三一・五メートルの地点、同地点から南防波堤に沿って西の方向へ引いた線上三メートルの地点、同地点から防砂堤に沿って北西の方向へ引いた線上一五・二メートルの地点、同地点から防砂堤切断面に沿って南西の方向へ引いた線上五・五メートルの地点、同地点から南南西の方向にD護岸側溝に沿って引いた線上一一九・五メートルの地点、同地点から西北西の方向に道路側溝に沿って引いた線上二九三メートルの地点、同地点から西北西の方向に道路側溝に沿って引いた線上二七・九メートルの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地三九、九二一平方メートル

二 水面北側

脇田川導流堤の内側接水線と北防波堤内側接水線との交点を起点とし、同起点から北防波堤内側接水線上一九〇メートルの地点、同地点から北西の方向に水面間仕切り柵内側に沿って引いた線上二一六メートルの地点、同地点から水面間仕切り柵に沿って北北東の方向へ引いた線上一八四メートルの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる水面三五、八二九平方メートル

三 水面南側

鹿児島市東開町地先埋立地にある南防波堤と物揚場接水線北端との接点を起点とし、同起点から物揚場接水線に沿って南南西の方向へ引いた線上四五一・一メートルの地点、同地点から西北西の方向に水面間仕切り柵内側に沿って引いた線上二六九メートルの地点、同地点から北北東の方向に防潮堤に沿って引いた線上四九三メートルの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる水面木材整理場一〇三、〇〇三平方メートル